住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十項に次の一号を加える。

四十二　金融商品取引法第百五十六条の八十六第一項又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第一条第百項第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第四十四条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同項第二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十六条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第五十二条第一項」に改め、同項第三号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十七条第三項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第五十三条第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

四　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十五条第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十六条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第一条第百二十二項第七号及び第百二十三項第三号中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改める。

第二条第九項を削り、同条第十項中「別表第二の七の二の項」を「別表第二の七の項」とし、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「別表第二の七の三の項」を「別表第二の七の二の項」とし、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項とし、第十三項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条第十三項第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十七条第一項」に改め、同項第二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に改め、同項第三号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十三条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十一条第一項」に改める。

第四条第八項を削り、同条第九項中「別表第四の六の二の項」を「別表第四の六の項」とし、同項を同条第八項とし、同条第十項中「別表第四の六の三の項」を「別表第四の六の二の項」とし、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条第十七項第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第九条第一項、第二十五条第一項又は第二十九条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十七条第一項」に改め、同項第二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に改め、同項第三号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十三条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十一条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第十項に一号を加える改正規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行の日

二　第一条第百二十二項第七号及び第百二十三項第三号の改正規定　平成二十七年六月二十五日

○総務省令第三十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の二第一項、第三十条の七第二項及び第三項、第三十条の十第二項、第三十条の十一第二項、第三十条の十二第二項、第三十条の十五第四項、第三十条の十六、第三十条の十七第一項並びに第三十条の十八並びに住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の五第四号、第三十条の八第一号及び第二号、第三十条の九第一号及び第二号、第三十条の十第一号及び第二号、第三十条の十一第一号及び第二号並びに第三十四条第三項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第九条の二とし、第八条の次に次の一条を加える。

（住民票コードの指定等）

第九条　法第三十条の二第一項の規定による住民票コードの指定は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が市町村の人口等を勘案し、無作為に抽出することにより行うものとする。

2　市町村長（特別区の区長を含む。）は、住民票に記載することのできる住民票コードが不足すると見込まれるときは、機構に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて法第三十条の二第一項の規定による指定及び通知を求めることができる。

第十条中「第三十条の三第二項」を「第三十条の四第二項」に改める。

第十一条第三項第二号中「第二十一条の二又は第二十七条の二」を「第二十一条」に改め、同条第四項中「第三十条の五第四号」を「第三十条の五第五号」に改め、同項第一号中「第三十条の三」を「第三十条の四第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求に基づき個人番号の記載の修正を行った場合　個人番号の変更請求

二　番号利用法第七条第二項の規定により職権で個人番号の記載の修正を行った場合　個人番号の職権修正

三　前二号に掲げる場合以外の場合　個人番号の職権記載等

第十二条中「第三十条の五第二項」を「第三十条の六第二項」に改める。

第十三条中「第三十条の五第三項」を「第三十条の六第三項」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（機構への通知の方法）

第十四条　法第三十条の七第二項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。